

平成 26 年度 第 2 回自立支援協議会議事概要

<日時> 平成 26 年 8 月 28 日（木）午後 3 時 30 分～午後 6 時 00 分

<会場> 東久留米市役所 6 階 602 会議室

<出席者>

奥住委員、河野委員、及川委員、平山委員、長田委員、小田島委員  
鯨岡委員、磯部委員、有馬委員、高原委員、小林委員、池田委員、  
渡邊委員、野村委員、岡野委員、水谷委員

<事務局> 福祉保健部長、障害福祉課長、福祉支援係長、地域支援係長、  
管理係長、障害福祉課職員、さいわい福祉センター職員

<議 題>

1. 報告事項と質疑

専門部会（相談支援部会）報告  
ニューズレター第 2 号について  
アンケート調査の回収状況  
障害者計画検討委員会の報告  
27 年度中の施設整備計画について

2. 協議事項

平成 25 年度の障害福祉計画の進捗状況に対する評価  
虐待防止研修の共催について

3. 事務連絡

**【地域支援係長】** 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。平成26年度第2回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

最初に資料の確認をさせていただきます。ご確認をお願いします。

クリップどめで表紙になっているのが、まず次第です。資料1が、「第3期東久留米市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）PDCA表」というものになります。資料2が、「障害福祉サービス種別ごとのサービス実績の比較表（平成25年度）」というものになります。

資料3が、「平成26年度障害者への合理的配慮に関する研修」です。資料4が、「東久留米市地域自立支援協議会平成26年度第1回相談支援部会報告」というものになります。資料5が、「市の障害者（児）関係施策の現状」というものになります。資料6が「障害者計画（平成27年～平成32年）・障害者福祉計画（第4期）に係る基本指針：主なポイント」というものになります。資料7が、「平成26年度第2回東久留米市地域自立支援協議会席次表」というものになります。最後にニューズレター、特に資料番号は振ってないんですけども、ニューズレターの第2号というものになります。

配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いします。

それでは、会長をお願いします。

**【委員長】** 皆さん、こんにちは。平成26年度第2回の自立支援協議会を開催いたします。

今日の議題には後半に25年度障害福祉計画の進捗状況の評価・意見がありますので、前半の報告は少し早目に進め、後半に時間をかけたいと思っております。終了は18時を予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず報告事項に行きます。

まず部会報告です。相談支援部会報告、高原部会長、よろしくお願いいたします。

**【委員】** 相談支援部会の報告ということで、部会長をやらせていただいておりますけれども、簡単に報告させていただきます。

今回7月14日に市役所の会議室で行いまして、これは第1回の相談支援部会ということで行いました。2時から4時半という形でした。参加者のほうは、相談支援部会委員のほうは4人、それから相談支援事業者のほうは5人、市役所から2人ということで、11名でやりました。

最初に、事務局のほうから東久留米市の計画相談の状況等についての報告が

ありました。その後、本題であります事例検討ということで2例を行いました。

1事例目は、発達障害の方の事例、2事例目はパーソナリティ障害の方の事例でした。

いろいろと意見が出ましたところでは、現在の状況はわかりますけれども、学生時代にはどうであったのかということですか、そのころの学校との連携はあるのかとか、複数の職員がかかわっておりますけれども、共通認識を持って統一した支援を行っていく必要があるのではないかとすとか、そういうちょっと難しい利用者の方の受け入れというのは、作業所としてもなかなか少し敬遠する傾向も出てくる場合もありますけれども、そこをどうやって乗り越えていくのか、連携して知恵を出していくことが必要ではないかという、そういった意見が出されました。

今回2事例を行いましたけれども、それ以外にいろいろお話をする中で、就労移行支援の利用というのは来年度から学校を卒業された特別支援学級の方なんかの場合に、すぐにB型作業所に通うということが難しくなっております、でも障害者就労で一般企業に就職するというのも難しい方の場合に、就労移行支援を一回体験して、それからでないとB型に行くことはできないという状況が出てくる予定がありまして、そういう場合に自立支援協議会で協議をして、就労継続B型に行かれるのがご本人にとっては最もいい選択肢ですよという、そういう協議を行ったという実績があった場合には、B型作業所のほうに行くことができるという制度もありますので、そういうことを自立支援協議会でも実現できるというのではないかとというような意見が出されました。

一応以上のような形です。

**【委員長】** ただ今のご報告に関しまして、ご質問等ありますでしょうか。

では。続きまして、ニューズレター第2号の発行について、地域支援係長、お願いいたします。

**【地域支援係長】** 委員にレイアウトしていただいたニューズレターになります。資料番号を振ってないんですけれども、黄色いものです。これを1,000部ほど刷って、今、図書館とか事業所さんとか、あとは地域センターとか、駅とかにも配布して、目を通していただくようにしていただいております。よろしく申し上げます。

以上です。

**【委員長】** これにつきましては、委員の皆様もお目通しされていると思います。よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項の3点目、アンケートの調査の回収状況、管理係長、お願いいたします。

【管理係長】 前回の自立支援協議会で皆様に検討していただきましたアンケートについてですが、7月24日に当事者の方2,200名、一般の方800名に発送いたしました。8月12日にお礼状を、まだ出されていない方についてはぜひ提出をお願いしますという形で、全員に発送させていただきました。

回収状況ですけれども、今日時点で、当事者2,200名に発送したうち1,258通回収いたしました。目標としていた回収率が55%ですが、現在の回収率は57.2%となっています。一般の方については800名発送したうち、292通を回収しております。目標としていた回収率は37%ですが、現時点での回収率は36.5%、全体では51.7%の回収率となっております。

おかげさまで、当初目標としていた回収率をほぼ確保することができました。現在、コンサルタントのほうで集計作業中です。次回の全体会、自立支援協議会の前には、皆様に速報値ということで集計結果を送付させていただく予定となっております。

以上です。

【委員長】 委員の皆様におかれましては、アンケート作成に対して、多くのご意見をありがとうございました。おおむね予定した回収率には到達したということです。

それでは、次の第3回では、初期の初期ですがデータをお出しできるかと思えます。それでは、次の報告事項です。障害者計画検討委員会進捗状況の報告、管理係長、お願いします。

【管理係長】 今月8月5日に第2回の庁内検討会を行いまして、配付資料5をごらんください。第1回と第2回の間で、各課に障害施策、障害福祉課以外で各課各部署で障害者に関する事業を行っているんですけれども、それをヒアリングしたものをまとめた資料になります。いろいろな事業があるんですけれども、障害者基本法をもとにとりあえず分類したのがこの一覧になります。

資料をめくっていただいて、「雇用の促進」の下のほうになるんですけれども、星印がついているものが今時点で事業として行っていないんですけれども、今後計画に乗せていく予定となっている事業となっております。

あと、11番の下のほう「パラリンピックへの協力」といったところと、めくっていただいて一番最後のページの、「障害者週間にふさわしい啓発的事业」、あと12番の「避難行動要支援者名簿の作成」といったところが新しい事業となります。

こちらの事業を最終的にどう障害者計画に落としていくかということなんですけれども、資料6のほうをごらんください。

前回の自立支援協議会の中でも説明をさせていただいたんですけれども、そ

れをわかりやすく体系化した表になります。真ん中中段左側のほう、10番のところを見ていただきたいんですけども、障害者計画と障害福祉計画の関連ということで、障害者計画の中1番から10番まで10分野ある中での1番、生活支援にかかわる部分、この部分が第4期障害福祉計画の部分になります。

最終的にはこの1から10の10分野の中で、先ほどの資料の事業を落していくという作業を、今後庁内検討会では進めていくというような予定になっております。また、アンケート等の結果を庁内検討会でも踏まえて、議論を進めていくというような形になります。

説明としては以上になります。

**【委員長】** 我々が主にかかわっているのは障害福祉計画ですが、それと並行して進められている障害者計画の位置づけと進捗状況の確認ですが、いかがでしょうか。

では、続きまして、次の報告です。27年度中の施設整備計画について2点、地域支援係長、よろしく願いいたします。

**【地域支援係長】** 27年度中の施設整備計画について、事務局から2つ報告があります。

1つ目は、生活介護事業所の活動センターかなえの建てかえにかかわる施設整備補助金の、内示が決定しました。施設建設にかかわる国庫補助金の内示です。現在、市が道路を整備している最中です。来年度に施設の建設をする予定です。

2点目が、都有地活用福祉インフラ整備事業による中央町二丁目のグループホームの建設に向けて、土地の借り受け事業所が決定しました。東京都の最終的な事業者決定が終了しております。

中央町二丁目の都営住宅の建てかえ後の残地を利用しております。今月、8月31日に住民説明会をして、来年の平成27年2月に工事着工予定です。平成27年の10月に開設予定です。定員は6名のグループホームで、知的の中・軽度を予定しております。賃貸借としては50年の借り上げで、都の補助金を活用して施設の建物の建設を予定しております。

以上になります。

**【委員長】** 何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

以上で用意した報告事項はおしまいです。

**【委員】** 今、グループホームというのを話しましたよね。それはどの辺にできるんですか。で、何人ぐらい？

**【障害福祉課長】** 人数が6名の定員になります。6人です。

**【委員】** 市でやるんですか。

【障害福祉課長】 事業者さんが運営します。東京都の土地を法人さんが借りて運営するという形になります。場所は、さいわい福祉センターと消防署がある通りです。

【委員】 ああ、消防署がね。わかります。

【障害福祉課長】 あの通りを落合川に向かって行くと、川の手前で行き止まりとなりますけれども、そのちょっと手前のところですよ。中央町二丁目になります。

【委員】 二丁目。

【障害福祉課長】 はい。公民館とか図書館の近くです。

【委員】 どれどれ？

【支援員】 三小の通り。駅のほうにずっと行って、十字路越えて、橋の…

【委員】 わかりました。

【委員長】 それでは議題に移ります。

今回の議題ですが、平成25年度障害福祉計画の進捗状況に対する評価及び意見です。まず、資料の説明等を事務局にお願いします。

【管理係長】 それでは、私のほうから資料の説明をさせていただきます。資料1をごらんください。

前年度の24年度の結果も入力してありますが、PDCA表になります。これに基づいて計画実施、数値の確認をしていただいて、C、評価をしていただく。協議会意見等を今日いただきまして、具体的な改善を行うというような形になっております。

昨年度の数値について訂正がありまして、7ページになります。居住系サービスの24年度の数値なんですけれども、以前お渡しした資料から訂正をしております。以前の資料は1年間を通した実人数を載せてあったんですけれども、今回は25年度3月時点での実利用者数を掲載しております。

理由としては、例えばヘルパーの利用等の場合には月によって使わない方もいらっしゃると思うので、1年間を通して使っている人数を出したほうが、より実態に即した数字が出るということだったんですけれども、施設入所やグループホームについては、年度の初めに退所された方とか年度末に入所された方がいらっしゃる場合、合わせてカウントしてしまうということで、数としては結構多くなってしまいうということ、よりその年度の実態に即した数字を出せるよということ、3月時点での3月の利用者数を数値として載せました。

【障害福祉課長】 それから、私のほうから資料2の説明をいたします。

当市の数字だけを見ていると、これが進んでいるのか、遅れているのかというのがわかりにくいと思われましたので、数字だけ見て評価するというのは非常に難しいと思いますので、東京都全体との比較の、これは法内の障害福祉サービスの部分だけで、地域生活支援事業についてはそういう資料がないので申しわけないんですけども、東京都全体の状況と比較できるようにつくってみました。

資料2の裏面を見ていただくと、障害者人口の東京都全体との比較表が載っているんですけども、実は東久留米市の人口11万8,000人ぐらいというのは、東京都全体の人口のちょうど1%に当たっています。障害者をとっても、ほぼ1%。知的障害者が若干1%を上回っているとはいえ、ほぼ全体では1%に落ち着いているんです。特にどこが突出してこういう障害の方が多いということもないので、それをもとに、東京都全体の3月時点での実績という、25年度の実績と東久留米市の実績を比べてみたときに、東久留米市が1%上回っているかどうかというのを表として見えるようにしました。備考欄に「下」、「下」、「上」とかって書いてあるのが、1%より下回っているものと上回っているものという指標になりますので、議論の参考にしていただければと思います。

以上です。

**【委員長】** この第3期のPDCAは修正した部分をそろえて新たな配付です。資料2については、東京都全体と比べて東久留米市がどのような状況かを確認するためのものです。障害福祉サービスだけの数値ですが、人口が東京都全体の約1%、障害のある方の割合もその約1%ですので、構成比が1であれば東京都とほぼ同じぐらいと見ることができます。1を上回れば、東久留米は都全体と比べてサービスの提供あるいは活用は多く、一方で1を下回っていると、都と比較すると少し少ないと見ることができます。備考にある「下、上」というのは、「上」ならば都全体よりも活用されていて、「下」ならば低いという意味です。

それでは、1ページ目をお開きください。I、施設入所者の地域生活への移行です。いわゆる入所施設から、あるいは精神科病院も含めてですけども、地域に出た障害のある方の人数が示されております。3年間の目標値として14とあります。平成25年度は6人で、24年、25年と合わせるとすでに14になっていて、3年間の目標数値に達しています。これについて何かご意見等あればお願いしたいと思います。

**【委員】** 24年度の地域生活に移られた方の8人は多いし、25年度も6人ということで、かなり移行させているなというのが感想です。

この移行についての評価の部分で、この入所している人をどういうふうにか  
ッチして、どこの機関がどのぐらいの期間で出しているのかを教えてください。  
ださい。

【委員長】 事務局、データわかりますでしょうか。

【障害福祉課長】 真ん中の25年度の6のところ、全部私の方で、把握し  
ているわけではありませんが、まず児童施設の方は、18歳になるまで障害児  
の施設から特別支援学校に通っていたという方がケアホームに入所して、そ  
から日中活動の場所に通うという形態に移ったという方です。

あと、施設からケアホームに移った中には、地方で施設を運営している法人  
が近隣の清瀬市とかにケアホームを新設していただいて、そこに移れたとい  
う方がいらっしゃいました。

【精神担当主査】 精神科病院につきましては、6カ月ちょっと措置入院で  
当初入院して、その後任意入院に切りかえて半年以上、ちょうど半年ちょっと  
超えるぐらいの方だったんですけれども、その方が地域移行支援を利用してア  
パート、もともと市内の方だったんですけれども、また市内のアパートに単身  
で戻られて、地域移行となりました。

【委員】 施設とか入院している方に、地域に出たらどうですかという、そ  
このつなぎをする仕組みがすごく大切なので、そのところがしっかりできて  
いるかということと、そういったニーズがあったときに出して差し上げられる  
地域基盤があるかということを、この実績の数値を見て動きがあると感じまし  
た。またさらにグループホームを増やしていくということをお聞きしましたの  
で、期待できると思っています。

【委員】 身体障害者と今、もう一個病院へ入っている人たちの……。

【支援員】 精神の人。

【委員】 精神の人の今、話を厚労省とやっているんですけれども、やはり  
厚労省で言っていることが、やはり知的障害者と、知的障害者は施設だけ  
ども、もう一個のほうは病院で入っていて、その障害が同じじゃないかと、全  
く同じじゃないかと。何で知的は出ているんだけれども、精神はあまり出てこ  
ないんだと。いろいろな問題が重なって今、厚労省とやはり僕たちの団体のD  
P Iとか、いろいろなところからのC I Lとかの話がごちゃごちゃになっ  
ているんですけれども、その中にやはり知的と精神も同じなことから、そうい  
うところでお金をやはり区役所が出さないと、幾ら出したって同じじゃない  
のかと思うところがあって、自分の中に。やはりこの中にこういう作業所  
があって、地域で暮らすにはグループホームもあって、ひとり暮らしを  
できるような場所もやはり構えないと、全部はこれ無理。

何十人入っているかというのと、もう五百何十人入っているんでしょう、あの中に。僕もこの中に入っていたんだけど、やはりそういう人が地域に暮らすには、そういう人たちのこともよく考えておかないと、そのあたりはよくわからないんだけど、区役所がそのあたり知っているんじゃないかなって僕は思うんですけども。すいません。

【委員長】 この意見は、地域を望んでいるけれども、なかなか地域に出られない方もおり、それは資源不足が関係している可能性があるだろうということなんでしょうかね。

【委員】 うん、お金も絡まってくるんじゃないかなって。

【委員長】 市としては、そういう地域に向けてという取り組みはいかがですか。

【障害福祉課長】 今のお話、多分医療施設転換型の件に関わるお話ではないかと思うんです。この辺もちょっと議論していただいてもよろしいんじゃないかと思います。

【委員】 私ども精神の作業所ということで、いろいろな利用者の方が通っておられますけれども、その中でも通っておられるうちに具合が悪くなって、ご家族と一緒にではとてもちょっと生活ができなかったり、周り近所ですとか、そういうところでちょっとある程度落ち着かないと、そのままではちょっとやっていけないという症状になられる方もありまして、そういう場合死にたくなっちゃったりとか、そういう場合にはちょっと入院をして病気のほうを治療して、よくなっていたからまた退院をして通っていただかないといけない方というのは、やはりどうしても出るというところはありまして、そういう点で病院に入院を少なくできたほうがいいんですけども、現状ではなかなかちょっと難しい場合も結構多いなというふうにも感じております。

最近病院のほうを転換して、グループホームにしてはどうかという案が国のほうから示されていましたが、そちらのほうをいろいろ運動される方がおられまして、私もいろいろちょっと考えたんですけども、1つには、病院の中にグループホームをつくることにつきましては、やはり地域で暮らす、グループホームにはなるかもしれないけれども、地域で暮らすということがちょっと実現されないので、そういう点では病院の中につくるよりは地域の中にグループホームをつかって、地域のいろいろなスーパーですとか、八百屋さんですとか、コンビニもそうですけれども、いろいろなお店を使ったりして暮らしていくほうが、ご本人にとっても地域により近いところで生活ができるということで、望ましいんじゃないかなと思っているところです。

【委員長】 病院内にグループホームを置いて地域をとする施策もあるけれ

ども、実際上としてはやはりしっかりと地域に出ていく形が必要となるということでしょうか。

【委員】 だからそれを中でやっているところがあって、そんな中、いや、グループホームじゃない、それは病院の中だと言う人もいるし、どう考えても、そこの中に職員がいてそこでみんなを見ているなら、それは違う、話が違うんじゃないかって今もめているところがあって。

だから国がどのぐらいお金があるのか、予算がどのぐらい持っているのかというの、やはり出してほしいなってみんな言っているんですけども。

【委員】 精神のところは大きな課題にはなっているので、また検討していかなくちゃいけないのかなと思うんですけども、私も自分のところでケアホームをつくったときに、入所施設の方々の受け入れというのをちょっと取り組んでみたことがあるんですけども、ほんとうに知り合いの家族に電話して、どうですかというようなことで電話をして、1人戻りたいという方がいて、それで戻したという経験があるんですが、そのときは自分でもう電話するしかなかったんですけども、そういうシステムが東久留米にも、選択肢として入所するにはそれなりの理由はあると思うし、ある程度たったらまた戻ってきたいという希望があれば、そういう選択ができるように東久留米でもシステムがあるといいのかなとは思っています。

【委員長】 今の意見ですと、入所施設を利用されている方が、自分はそろそろ地域に出たいと思ったときに、その願いをすぐにはかなえられる仕組みが少し不足していて、そこを充実させる必要があるということでしょう。

評価はいかがでしょうか。数値目標としては達成しつつあって、これは評価できるけれども、委員が言われたように、地域で生活したいというニーズのある方はまだ少なくないはずなので、仕組みづくりをさらに進めていくことが課題ということでしょうか。

では続きまして、福祉施設から一般就労への移行をごらんください。

25年度の数値を見ると14で、就労移行支援から9名、継続支援A型から1名、B型から4名で14名となっています。3年間合計が24が数値目標ですが、既に25でそれは達しています。いかがでしょうか。

【委員】 そうですね。お世話になっております。

平成25年度につきましては、皆さんご存じのとおり障害者の雇用率が引き上げになりましたので、その後押しもあって、非常に多くの方が就職できたということもありまして、そういった中で支援機関の方々とご協力もありまして、就職数が大きく伸びているのかなと思っております。

もしお時間を頂戴できるのであれば、平成25年度の数字とかを、よろしい

でしょうか。

それでは、せっかくの機会ですので、もう8月になってしまったんですが、平成25年度の職業紹介状況のほうをご案内させていただきたいと思います。

まずハローワーク三鷹の前に、全国と東京労働局の数字をご案内させていただきたいのですが、全国の就職件数は平成24年度の6万8,321件から14%増加しまして、7万7,883件となりました。4年連続で過去最高記録を更新しております。

障害の種別で申し上げますと、身体障害の方が2万8,307件、知的障害の方が1万7,649件、精神障害の方が2万9,404件。その他の障害、ちょっと多岐にわたってしまうので一つにまとめてしまいましたが、2,523件ということでした。

特にこの中で精神障害の方の就職件数が、対前年度比で23.2%増加となつて、初めて身体障害者の就職件数を上回ったという特徴がございます。

これを同じように東京労働局管内で申し上げますと、平成24年度の5,161から14.6%増加いたしまして、5,916件となっております。東京労働局の場合は3年連続で過去最高を更新したという状況です。

障害種別でご案内申し上げますと、身体障害の方が2,158件、知的障害の方が1,495件、精神障害の方が2,150件、その他の障害の方が1,133件という状況でございます。

このような中で、ハローワーク三鷹の状況を昨年と同じような形でご案内申し上げますと、平成24年度の2,499件から8.4%増加の2,700件となっております。障害種別で申し上げますと、身体障害の方が74件、知的障害の方が93件、精神障害の方が99件、その他が4件という状況です。

さらにこの数字を東久留米市にお住まいの方の内訳で見ますと、昨年度よりちょっと減ってしまいまして、34件ということになりました。障害種別でご案内しますと、身体障害の方が13件、知的障害の方が5件、精神障害の方が15件、あと難治性疾患患者の方が1件という状況でした。

就業場所の内訳についてご案内申し上げますと、東久留米市内の方が3件、隣の清瀬市2件、西東京市1件ということで、ハローワーク三鷹管内の地域では6件ということでございます。

隣接する練馬区等をはじめとする23区は18件ございました。同じく多摩地区で隣接するところで、東村山市、小平市等の多摩地区、立川等も入っておりますが、5件という状況です。隣接する埼玉県所沢等は5件ということになっております。

東久留米市の34件、34人の方なんですが、産業別に見たもので申し上げ

ますと、医療福祉関係の事業所と、合わせてサービス業がそれぞれ10件ずつで、最も多い状況となっております。

ただ、福祉関係のほうは就労継続支援A型が3件含まれているということと、あとサービス業のほうには4件の特例子会社が含まれています。次いで製造業、飲食関係ということで続いているという状況です。

あと職種では、事務系の職種で就職された件数が12件、軽作業6件、製造が4件という職種が主な職種となっております。

以上でございます。

【委員長】 最新のデータをありがとうございました。

【委員】 すいません、私たちは東久留米市ろうあ協会の中ですけれども、仕事がないという方が何人かいらっしゃるんですけども、先ほどのデータの中に聴覚障害者が就労できた件数はありますか。

【委員】 今日お持ちした数字では身体障害者というだけで、ちょっとその細かいところまで分けてないんです。

記憶の中ではお二人いらっしゃいます。

【委員】 ああ、そうですか。

【委員】 先ほどハローワーク三鷹のほうで調べられました数字で、東久留米のほう全体で34件という、伺いましたけれども、これはオープンといいますか、障害者就労になった方で、障害を持っておられましても障害の求人でないところに就職された方もありますけれども、そういう数字は入ってはいないという……。

【委員】 入っています。クローズの方も入っています。

【委員】 ああ、そうですか。

もう一つなんですけれども、そうしますと34件と、ここの14件との差としましては、総合支援法を使わないで就労された方が22ほどおられるという方……。

【委員】 そうですね。一般就労から転職された方とか。

【委員】 一般就労から転職された方。

【委員】 はい、そうですね。

【委員】 ああ、そうですか。わかりました。

【委員長】 手帳をお持ちの方で、ある会社から別の会社へ移られた方も含まれているということですね。

【委員】 そうですね。

【委員】 ありがとうございました。

【委員長】 特別支援学校を卒業されて就職した人の数は含まれていないの

でしょうか。

【委員】 入っています。

【委員】 私が知っている情報では、知的新卒が5人は少ない気がするのですが、ハローワークを通さないということもあるのですか。25年度で。

【委員】 特別支援学校……。

【委員】 はい。

【委員】 年度がちょっとずれているかもしれないです。4月に確認して入力するので、学年が1学年ずれちゃっている可能性がありますね。

【委員】 わかりました。

【委員】 はい。

【委員】 先ほどの14名のハローワーク三鷹の数はかぶっているんですかね。それと、就労支援をしている作業所がありますよね。その実績はどうでしょうか。

【委員】 いえ、どのような数字のつながりがあるのかというところは、こちらでは把握できてないです。例えば東久留米市内の事業所からほかのハローワークの紹介で就職が決まるケースというのも出てくると思うので、そうするとちょっと私どものほうでは、このうち14名の方のうち実際にハローワーク三鷹なのか、あるいは所沢なのかとか、そこまでは把握できてない部分があります。

【委員】 就労移行支援事業所の9名のうち5名ぐらいが就労支援室に登録していただいていると思います。新規に25年度の登録されました方については、他の就労移行支援事業所や市内の事業所、あるいは市外かの就労移行事業所から就労された方だと思います。

25年度は当事業所の就労移行支援事業から5名の方が他の事業所に移られています。就労に結びついた方は1名しかいないです。

【委員長】 評価を考えてみます。数値目標は達成しつつあり、かつ人数も増えているので、当初の予定どおり推進されていると思いますが、協議会の評価はいかがでしょうか。法定雇用率が上がったことも影響していると思うので、本来であれば希望する方全員が働けるぐらいの法定雇用率にすべきだということが課題だとは思いますが。もちろん、これは市だけの問題ではありませんが。

【委員】 よく言われるのが、入ったはいいけれども継続できているかどうかという、そういう把握なんかもできればしていけたらいいんじゃないのかなという、そういうのですね。

【委員長】 定着率の数値はありますか。ハローワークとして何かありますか。

【委員】 いえ、特に……。

【委員長】 そうなると、我々が何らかの方法で調べる必要もあるかもしれないですね。地域に就労したけれどもすぐ退職してしまうのではやはり十分ではありません。特別支援学校は情報持ってらっしゃいますでしょうか。

【委員】 定着、それは卒業後3年間はきちんと追っているのです、その間でしたらありますし、それ以降も情報が入れば、就労支援センターとは情報交換を必ずしていますから持っていますけれども、ちょっと数値としては今日は何も持っていないのですが。

【委員長】 それでは、協議会意見としては、定着支援も将来的には視野に入れたいということ挙げたいと思います。

では、次から障害福祉サービスです。資料2もあわせてごらんください。まず、訪問系サービスで、居宅介護から重度障害者等包括支援まであります。目標値が延べ時間1万281で、利用者が183名に対し、到達が7,411で、実の利用者が175となっています。資料2と見比べると、東京都全体より少し利用数が少ない結果になっています。

【委員】 目標値といっても、これはやはり利用している人がきちんと利用されているかというのが大事なので、申し込まれている人がきちんと使われているか、過不足がないかはどうですか。

【障害福祉課長】 申請して却下したというのはほとんどないと思います。必要に応じて支給決定基準なんかの上乗せも、障害支援区分の認定審査会などで諮ればできるという仕組みになっていますので、その人その人の必要に応じた支給状況というのはあるかなとは思っています。ちょっと抽象的な言い方で申しわけないんですが。

【委員】 ええ、少ない時間でも必要な人に支給されているのであれば、目標値が大事だということではないと思います。

【委員長】 目標値には達してないけれども、希望した方はしっかりと利用できている実態があるということです。平成24年度と比較しても、伸びている数値が多いと思います。

【委員】 課長がおっしゃったように、希望されている方に全部というふうにはさっきおっしゃったんですけれども、やはり事業所としては100%ご希望に沿えているとは思っていないので、やはりヘルパー不足というのはあると思います。

【委員長】 何か解決策などお考えですか。ヘルパーの増員などでしょうか。

【委員】 そうですね。それは介護保険のほうも皆さんどこでもおっしゃっていることなので、障害にかかわらずだと思うんですけれども、厳しいです。

【委員長】 全般的な評価はいかがでしょう。数値目標は下回っているけれども、利用者の希望はおおむね通っている。しかし、それでも現実的には、利用したいけれども利用できない方も少なくない。今後はヘルパーの増員等、支援体制の整備が必要だということが考えられます。都全般と比較しても数値が下回っており、訪問サービスの充実をさらに進めていく必要があるとしたいと思います。

( 休 憩 )

【委員長】 時間になりましたので、再開いたします。

続いて、日中活動系サービスをごらんください。この表はそれぞれのサービスについて目標値、実績値、目標値、実績値となっており、生活介護から短期入所、ショートまで目標値と実績が示されています。

資料2と比較すると、目標値、実績値を上回っているA型、B型、ショートで、あとは目標値と実績値にずれがあるという結果です。実際は、市にある資源数と関係があるので、数値的に多ければ資源の数が一定あり、数値的に少なければその資源の数が多くはないということでしょう。

表2と比較すると、自立訓練の機能訓練が低いですが。また数値目標は上回っているけれども、都との比較では短期入所の数値が低くなっています。

【委員】 短期入所なんですけれども、この目標値という設定の仕方はどういうふうにしたのか。何か周りを見ていると、利用者さんを見ていると、短期入所したいけれども断られたとか、空きがないとかという声がよく聞こえているんですけれども、でも実質の数字を見ると実績のほうが上回っているんですけれども、この目標値の数値の決め方がちょっとわからないんですけれども。

【障害福祉課長】 やはり3年前に、その時点での実績を踏まえて利用希望度の調査とかをしているわけなので、そういうのを数値的に落としたものだというふうには思います。

【委員長】 逆に言うと、当時のニーズよりも現在利用したいニーズが増えているため、マッチしていないことも考えられます。ですから、場合によってはもう少し目標値を上げて、さらにその目標値を満たすように社会資源を作り変えていくということが必要なかなとも思います。

【委員】 数字上で見るということがなかなか難しく、評価の仕方みたいなのをやはり東久留米独自でも考えていかないと、数字だけではなかなか追えなくて、今やはり生活介護をやらせてもらっているんですけれども、親御さんとも話しているのが、一回入ったら一生そこにいるのかみたいな、もうちょっと選べるような仕組みとか、年齢が20代のころの取り組みと30代、40代になったときの取り組みというのもまた変わってくるので、そういった利用者

のニーズに沿った内容を考えていかないと、ほんとうの意味での支援にはなっていないんじゃないかなという議論はしてはいるんですけども。

【委員長】 数値としての必要性と、数字にあらわれないニーズを把握しなければならぬということだと思います。

【委員】 教えてほしいんですけども、就労移行支援ですね、418時間と延べで。評価の見方とすれば、少なくなっているからよりいい状態なんですか、時間をかけないで移行支援ができていくという考え方でいいんですか。

【委員長】 何かございますか。

【委員】 やれているという評価の仕方をしたほうがいいのか、本来時間かけるべきところにかかってないのかという、どちらなのかなと思って。人数がこれだけ。

【委員】 どちらがいいのかというのは、ちょっと何とも、言えないんですけども。ただ実態としては個人個人によってかかる日数、時間というのはほんとうにばらばらです。半年ぐらいで再就労した方もいらっしゃるし、2年たってもう一年延長している方のほうが実際のほうは多いですから。

【委員長】 ご質問は、実の利用者は数値目標とほぼ同じ数値であるのに対して、利用の時間は目標の半分であることの意味は、サービスが不十分だという考え方と、逆に短期間で上手に移行できているという考え方のどちらなのかなということだと思います。

【委員】 一人一人によって違ってきますので、その利用している方々の障害状況、職業適性みたいなものによって年度年度で数字は違ってきて当然です。先ほど定着率がどうかというお話があったんですけども、離職をしてもう一度戻られて利用されるという方もいらっしゃるんです。定着支援をやっていいますが、実際はいろいろな状況の中で離職せざるを得なくて、もう一度再利用するという。それにより利用時間が長くなってカウント数が増えたりとかということがあったりしますので、一概に効率的とかという形での評価は難しいと思います。ほかの方、どうでしょうね。やはり利用者状況によって全然違ってきているというのが実態だと思いますが。

【委員長】 そうすると、延べの利用時間もほぼ半分と見ることができるとも、人数としてはおおむね目標に近いこと評価する必要があるということ、一方で、比較的短時間で移行支援を通過する方もいれば、年度をまたいで継続される方もいるというふうに、一人一人のニーズを把握する必要があるということでしょう。

【委員】 すいません、そここのところの人数は同じですけども、時間数の実績が半分以下になっているという、これは私どもの事業所もちょっとそれに貢

献しているといえますか、ちょっと原因があるんじゃないかなと思うんですけども。

1つは総合支援法の考え方ですと、できるだけ新たに施設を使う場合には、就労移行支援をまず使って、可能であればそこから就職してほしいと。それが難しい場合には就労継続B型とかA型のほうに行くべきだという考え方が総合支援法のほうにありまして、私どものほうも精神の方ですけれども、そういうことで、ご本人がいずれ就職したいというような方で若い方の場合には、就労移行を使っていただくということになるんですけども、ただ、その中でやはり病状が安定されてない方も結構おられまして、そうしますと、就労移行支援に登録はしたものの、人数としてはカウントされているけれども、実際は作業所自身に病状が悪くて、具合が悪くて通えないという方もある程度おられまして、そういうことで登録はしているけれども、実績は上がらないという、そういう形になっている人が何人かおられまして、そうしますと実績も上がらないけれども、病状がまだちょっと不十分というところですので、当然就職にも達しないということで、そこら辺のちょっと難しさが1つあるのかなというふうに、ちょっと思います。

**【障害福祉課長】** 今、委員からも言っていただきましたけれども、やはり市外でも精神の就労移行支援を使う方は多くいらっしゃいますので、そこら辺の出勤日数というのが、通常なら22日とか3日出勤するところが、週に2日とか3日とかというような、そういう実態がある程度この数字に影響している可能性があると思います。そこら辺ちょっと、ある程度調べられないこともないので、この利用者の中の精神とそれ以外の方との区分とか、利用状況なんかをちょっと次回までにもし洗い出せれば、出してみたいと思います。

**【委員長】** 障害種が利用回数に影響する可能性があるということでしょう。

**【委員】** すいません、もう一言言い忘れましたといえますか、あれなんですけれども、そういう精神の方で就労、利用をなかなか安定して通えないという方も、それが全く無意味かといえますとそういうわけではなくて、やはり今まで家におられたり、入院されていた方が移行支援のほうに登録をして、その中で毎日は通えないけれども、少しずつ通ってきているということをやっていくうちにだんだんよくなっていくという、そういう方も結構おられますので、それは全く無意味ではないけれども、実績としてはなかなかちょっと、通えない方も中にはある程度おられるという状況ですので、よろしく願いいたします。

**【委員長】** そう見ると、委員が提案された、多いことがいいのか、少ないことがいいのかというのは、一言では言えないですけども、やはり一人一人

のニーズによって、単純に数値の差を評価に結びつけるのは難しいかもしれないですね。

まとめると、評価としていえば、数値としては届いてないところがあるけれども、数値だけで判断されない事情、委員がおっしゃられましたけれども、例えばそのニーズがどうかとか、最も適した利用料の個人差とかも含めた検討は今後必要だろうとまとめたいと思います。

では、続きまして居住系サービスに行きます。

居住系サービスは、今回の検討まではケアホーム、グループホームと独立した数ですが、今年度からはそれがまとまったものとなります。今日の検討は、グループホーム、ケアホームそれぞれの数値です。全体目標が96で、実績101です。

それから、施設入所支援については、目標値104を下回っており、これは評価する方向と見ていいと思います。

**【委員】** この数値は部屋の数ということがあるので、既に24年度は106、25年度は104ということに対して、この目標値自体は確保されているんですか。

**【障害福祉課長】** グループホームのほうは、かなり市内施設の居室が99です、実は。だからほぼそれに近い数字で、ほんとうは出入りがあるんですけども、市外のグループホームに入っている方、逆に市内のグループホームに他市から入っている方というのが出入りがあるので、その99が全て市内の方ということではないのですけれども、ただ、おおむねそれに合った、101というのは合った数字ということで、出入りがあってちょうどほぼ収容人数とキャパシティーに合っているような感じになっています。

施設入所支援のほうはご存じのとおり、市内は1施設しかございませんので、30人定員の施設が1つあって、それも市外の方もたくさんいらっしゃいますので、市外の施設が多いということになります。そこはなるべく国の方針もあって徐々に減っていくようにということで、少しずつ減る目標を立てているという状況です。

**【委員】** さっきもあつたけれども、この中にやはり施設解体をやるにも、今言っているけれども、じゃ、精神はどうなんだということが問題なので、そこにやはりうちもピープルごとに行っているんだけれども、どうしても一生ここにいるんだという人が多くて、俺も思っているんだけれども、やはりできる人は仕事へ行ってくれと俺は言っているんだけれども、やはりそれがなかなかとれないというのがあって、ほんとうにあそこばかりいたって寝てばかりいたり、仕事そんなになくて、仕事があるような場所を探して、区役所のお仕事を

もらいたいなと思うものもあって、座ってばかりじゃ、もう一日座っているから、ピープルの中でもやはり問題がいろいろあって、やはりけんかもするし、うるさいしということになって、だからピープルの中のものも少し俺は考えているんだけど、どうやっていいのか全然わからなくて、今悩んでいて。支援者もいないし、やはり減っていくし、そういう世の中なのに施設を出すのはどうなのかなというのも含めて、考えさせてもらっていますけれども。

【委員長】 今のご意見は、施設から出たいという希望の方がいても、その後十分な働く場所や生活支援がないと不安であり、それと連動しているのが居住系サービス、とりわけ入所から地域へということと関係しているということかと思えます。

【委員】 はい。

【委員長】 数値が増えない背景は、本人の希望だけではなくて、出た後の生活の不安とかと連動しているということですね。

【委員】 はい。

【委員】 施設入所支援でこの数字が挙がっているんですが、まだまだ施設入所希望している家庭はあるのかなと思うんですけれども、そこら辺の数値とかというのはわかるんですかね。

【委員長】 新規の入所施設の希望者でしょうか。

【委員】 待機待ちというか。

【障害福祉課長】 今、入所調整というのをかけるので、そこに希望者の申請を上げる形になっているので、待機者の数はわかります。資料がいま手元にございませんですが。ただ10名もいないと思います。新たに入ろうという形で出してらっしゃる方というのは、そんなにいらっしゃらないです。

【委員】 10名もいない。

【委員長】 その数値は以前と比べれば明らかに少ないとみなせるものでしょうか。

【障害福祉課長】 何十年前かはちょっと私も把握できてないんですけれども。

【委員】 そういう意味で言えば、地域を選択している家族が増えつつあるのかなと考えてもいいのかな。

【委員長】 徐々にではあるが、減少しつつあると見ることはできるでしょう。実際上は24年度より25年度でやや数値が上がっているのですけれども。

【委員】 仕事がそこにあればいいんだけど、仕事もなくて交代というのもできないし、やはりできる人がいるんだから、そういう人がなかなか出ないから困るところもあって。

【委員長】 現在、入所施設を利用されている方の中でも、地域で働ける方がいらっしゃるのに、その方がなかなか思い切れないということですね。

【委員】 ここは楽だからといって言う人が多くて、ほんとうにピープルも困るんだけど。ほかへ行ったら大変になるから、ここが一番いいって、そういう人がやはり多くて、ほんとうにどうやったら動かしていいのかというのが。

【委員長】 結局は入所施設が一番いいとする意見の裏については何かございますか。

【委員】 本人が言うんだもの。

【委員長】 そうですね、地域に出るのが不安だということの裏返しでもあるでしょうから、やはり地域に出てもしっかりと支援の中で暮らせることが本人が実感できないと、入所施設を利用されている方が地域に出るのは難しいでしょう。

【委員】 だからそれで新しい人を入れるといたら、もうほんとうにパンクだよ、はっきり言って。古い人が出てほしいって言っているけど、やはり俺はここにしかできないって、何回もそれを繰り返し言われるもので。

【委員長】 全般的にはホームの数も増えて、施設の入所者の数も少しずつ減っている点は評価できるけれども、現実にはもっと出られる方がいるはずで、しかし、そういう方が出られないのは、地域の支援にまだまだ不安を抱えているためであり、その充実と連動させて考えなくてはならないということでしょう。

【委員】 そこも考えないと困るよね。ほんとうに大事な話だもの。

【支援員】 うん、わかっている。

【委員長】 施設を出られない理由としてはご本人の不安。その不安は何かと言えば、地域に十分な生活支援があるのかという問題と連動しているとまとめておきたいと思います。

それでは、福祉サービスの最後ですが、相談支援に移ります。相談支援、とりわけ計画相談ということで、平成25年度から実績になっています。目標値120、実績値103で、やや少ないですがおおむね近い数値だと思います。一方で、平成26年度の目標値が756でどうしてもここが目にとまってしまうのですが、計画相談に携わられている委員の方もいらっしゃいますので、何かご発言いただきたいと思います。

【委員】 私どもの法人のほうでもやっておりますけれども、なかなかちょっと今年の5月から始めたということで、十分というにはまだまだ努力不足なといいますか、低い水準でやっておりますけれども、とりあえず初回の計画を

とにかく出して、今年度中にやらないといけない方の計画相談をやらないということで、そこを目標にしているんですけども、1つには、人数的にたくさんの方をやらないといけないということもありますし、またモニタリングというのがありまして、新規の計画を立てるだけではなくて、6カ月ですとかといったところで見直しをしていかないといけないという、そういう作業が入ってきますので、なかなかちょっと各事業所の方は大変ではないかなと思っております。

あと、計画相談の内容的にも、多面的にその利用者の方を見て、その方に合った適切な計画をつくっていかないといけないということで、これは各計画をつくられる方の経験ですとか、それから福祉の支援に対する考え方ですとか、そういったものが総合的に出て、利用者の方の希望ですとか、ご家族の希望とか、そういったものを合わせていい計画をつくっていくというものなんですけれども、そのあたり、やはり今後のいろいろ大きい課題が幾つかありますので、とりあえず今年度は少なくともある程度の水準のものをしっかりつくって行って、来年度以降質を高めていくといえますか、そういったことはちょっと必要になるのかなと思っております。

**【委員】** 実績がほんとうに少なく、細々、粛々という感じでやっています。

ただ、本当にあたらしいシステムに相談支援専門員も慣れていないので、試行錯誤しながらという形での1年でやっていました。あと、去年も同じようなことかもしれないですが、現行のサービスを維持していく形のケアプランになりがちで、本当にその方の望む生活の実現に向けてサービスを組み立てて、それで作っていくというふうにはなかなか成り得てない実態があります。できるだけご本人の希望に沿った形でつくっていくように心がけたいと思いつつ、先ほどから出ている社会資源の充実というのとすごく関連しているので、いろいろなところと連携しながらやっていかなければいけないと感じているところで

あと、介護保険との連携等もありますので、作成するに当たっては障害だけの分野だけではなく、いろいろな地域の障害以外の方々のネットワークが今後ますます重要になってくるのかなと思っているところです。

**【委員】** 計画相談支援員として関わっているわけですが、障害者自立支援法から始まり、現在は、総合支援法になっているわけですけども、この数字から読み取れるように、地域移行、定着の件数が非常に少なく、本来は、病院から地域移行して定着する件数が多くならなければ本来の姿ではないのではないかと思っています。実際の利用者は特定相談支援がほとんどです。もちろん

現在、サービスを受けている方が優先となるのは否めませんが、計画相談を作成する中でそのように感じています。

【委員】　　うちの事業所でもやっているんですが、私も1件やって疲れて今休んでいるんですけども。計画相談もやはり給付費が低いということが、なかなかそこに当てていく時間がやはり割けづらい部分もあるので、ぜひ市のほうからも国に対して少し給付費を上げてほしいということは言ってほしいなと思うんですけども。

あと全般的に言えることなんですけれども、障害福祉計画って総合支援法上の数値、予算の根拠づけみたいな形にこの計画はあるんですけども、本来の相談とこの計画相談とは基本的には違う部分もあるので、東久留米の障害福祉計画というのであれば、予算取りの部分とそれ以外の相談という部分も乗せていかないと、本来的な障害のある人にとっての相談という姿が見えないような気がするので、何かこの計画自体の肉づけみたいなのも少し考えていかないと、ほんとうに必要な支援を相談しているのかということが見えないのかなと思いますので、そこら辺も含めて計画としてあるといいのかなと思います。

【委員長】　　計画相談という限定的なものではなく、本来の相談もどこかにしっかりそれを位置づけていきたいということですね。

【委員】　　来年度の話は別として、こんな数字いくのかどうかと思ったんですけども、それよりは、結局相談支援のこの実績というか、実情をつくる上で、これだけの数値目標を市は立てたわけですよ。それなのに実行できない環境をつくっているということに対する評価は悪いと思うんです。ですから、そういうことをちょっと載せていくほうがいいかなと。

【委員】　　いや、課長は大丈夫だって。

【委員】　　それはですから、それをどういうふうにとるのかということですね。あくまでも実際にすごく皆さん努力されて支援の計画をつくっているとか、立ててはいるけれども、それはあくまでも当事者、やっている側のほうの意見として出てくるから、逆に第三者の目として市がこんな目標を立てただけけれども、実情、そういう状況の体制を得ているのかというところを評価とか、そういうのを入られたらどうですかねというのが。さっき言われたように、人員体制じゃないですけども給付の問題とかも、そこに付随するとは思いますが。

【委員長】　　まだまだ相談支援専門員の数、事業所の数、単価の問題などを考えると、まだ多くの課題がある状態だということは、認識しておきたいと思います。

【委員】　　これ、別に擁護するというわけでも全然ないんですけども、こ

の目標値を立てたのは、立てたいとかいい水準に達するために立てたというよりは、総合支援法のほうの制度がこちらを立てないとほかのサービスの利用ができないという、一般のサービスを利用するためにはこの相談支援をやることを前提とするというふうな、そういう仕組みになっているものですから、そのためにこれをやらないと、ほかのサービスが使えなくなってしまうということで、この数字を挙げざるを得ないという背景があると思うんですけども、でするので、そういうところを頑張ってやるにしても、いかにどうやってスムーズにクリアするかということ、ちょっと考えていかないといけないのかなと思っております。

【委員長】 この数値はほんとうに実質的に行えるかという問題はある一方、この数値を目指してやらざるを得ないという現実があります。だからこそ、私たちは、これだけの数の計画相談を策定できる資源を市の中にしっかり位置づけていく必要があるのだと思います。

【委員】 それでいつも疑問に思うのは、じゃ、27年度はどうなるのといえますか……。一応だから全員のサービスと利用計画ができるじゃない。でもモニタリングがあるから、やはりすごい厳しいんだとは思いますが、でも、27年度は新規としてはほんとうに少なくなってくるんだろうなという、そういうイメージもしながらこの相談支援というのを考えていかないと、一気に増やすというだけでなく、どうそういった体制にしていくのかということを含めて考えないといけないかなという、そういうのをちょっと、ここだけは変則的なんだよね。

【委員長】 作成した後のモニタリングの数と、新規で策定する計画相談の数とを整理しつつ検討する必要があるけれども、モニタリングの数は相当膨大になり、それを実施できる体制づくりを考えていく必要があるということです。

資料2にあるように、本市は必ずしも全都と比べると高い数値ではないわけですが、ここで評価したいのは、東京都の数値の3分の1はセルフプランですけども、本市は今年度までに限って言えばセルフプランではなく、利用される方と対話しながら作成しており、このことはとても評価できることだと私は思います。

だからこそ、丁寧にニーズをくみ取り、対話を積み重ねていく体制を、できるだけ維持していきたい。現実にはセルフプランの方が増えていくとは思いますが、原則は対話しながら計画を策定するというのを大切にしたいと思えます。

【委員】 計画相談支援ですが、私どもは、生活支援センターという施設で、計画相談支援専門員でありながら施設の運営もしなければなりません。やはり、

当時者に沿った計画を立てていくには、別の部門として位置づけをし、作成しないと、良い支援計画書は、なかなか難しいのではと感じています。

【委員長】 まとめ直しませんけれども、評価と意見がじゅうぶん出たかと思えます。

恐れ入ります、もし時間が足りなくなる場合、残りは部会での検討として引き続き行っていただきたく思います。

では、次に自立支援医療にうつります。

【委員】 自立支援医療は、これは申請制のものなので、このところの検討は短くていいと思うんですけれども。

【委員長】 小林委員から見ていかがでしょうか。

【委員】 自立支援医療は申請によるものなので、目標値という考え方への意見としては、こういった申請が上がったときに次のサービスなり、そういったところにつなげたり、家族のご心配を受けとめてもらいたいという部分ができればとは思っています。

【委員長】 数値としての意味というよりも、次の支援にどうつなげていくかが課題ということでしょう。

次に補装具です。給付等になりますが、25年度は目標値よりも実績値が下回っていますが、これも申請したときにしっかりと受けとめてもらって使えているかどうかは課題だと思います。この数値は、目標値には達してないけれども、利用者の方々のニーズをおおむね満たしていると見てよろしいでしょうか。

【障害福祉課長】 去年も同じようなことを申し上げましたけれども、ここについては一回つくったものをまた年次的に更新していったりとか、修理を入れたりとかという方、もちろん新規の児童補装具というのも出てくるわけですが、そういう循環していく部分がありますので、必ずしもこういうふうに右肩上がりの目標というのを立てること自体が、あまりよくなかったかなと思っています。

そういう意味では、実績も思ったほど出ない年というのも実際ありまして、だけれども、判定というのは大人の補装具に関しては更生相談所のほうで専門官がやっているものですので、基本的にそこで通ったものというのは全部支給しているという状況です。事務局サイドが言うのもあれですけれども、申請に沿った実績が出たというふうに、さっきの自立支援医療と同じように考えていただければありがたいなと思っています。

【委員長】 数値目標には達してはいないが、実際上は人のニーズに応じて利用できている可能性があるということですか。

それでは次は地域生活支援事業です。

まず相談支援事業ですが、なにかございますか。特になければ、コミュニケーション支援事業に移ります。手話通訳あるいは要約筆記等に関するところがあります。数値的に見ると、手話通訳は目標値を大幅に超えて利用があるとなっておりますし、24年度、25年度でも手話通訳が増えていると思います。

【委員】 多分いろいろな人が申請したケースはないと思います。ただ通訳の数が今少ない状態で、少し決定するまで待つ時間が少しありますけれども、今通訳者がいなくて、足りなくて断られるのは今はないので、まず聞こえない人も通訳を申請する人が、数がアップしていますので、その対応は、福祉課ではできていると思います。大丈夫だと思います。

【委員長】 希望したものについては、基本的には大きな問題もなく対応しているということです。

【委員】 ただ、1つ問題があるすれば、例えば私たちは通訳を希望申請すると無料です。だけれども、一般の会社または団体が通訳が欲しい、聞こえない人も来るから通訳が欲しいというときに、無料ではない。ただ通訳はあつせんはするけれども、お金がとられる。その辺が何か、聞こえる人にとっては困りますね。自分のところに、団体にイベントがあります。そこに聞こえない人を呼びたいときに、お金を払わなければならないという今の状態、それをやはり今度は変えてほしいと思います。

ちょうど今、手話言語法でみんな動いています。手話は言語であると国が決めたときは、あらゆるところで手話通訳は立たなければならないという規則になります。そういうことを考えて、私たちは正しいけれども、聞こえる人が少しお金が必要というので遠慮する、通訳を頼むのをやめるというケースもあると思いますので、その辺これからやはり考えて、福祉課と相談していきたいと思っています。問題はそれぐらいで。

【委員長】 今の利用については、多少時間がかかる、あるいは手話通訳の方の人数が少ないなどの課題はあるけれども、おおむね利用に問題はない。ただ、障害のある当事者の方が使う場合は無償であるのに対して、そうではない団体が活用すると費用が生じてしまう。全てコミュニケーション保障で考えたときは、だれが手話通訳を利用しても本来無償であるべきだ、そのような方向に制度を変える必要があるということです。

【委員】 今後はそうなると思って。テレビでも24時間手話がつくとか、今ろう学校では手話は使わない、口話だけ。でも今後はろう学校の中でも手話をしなければならないという国が法律を決められます？ これが今市の議会で、これから制定していく予定です。9月から忙しくなります。議会に言うておく必要があります。

【委員長】  少し時間が押していますので先を進めます。

  移動支援事業については、幾つかについては実績値が目標値に届いていないものもありますが、おおむね近い数値が出ています。

  日常生活用具給付事業については、これは主には排泄管理支援用具の数値が多いのですが、ここもおおむね目標どおりと行っていいでしょうか。

  次に地域生活支援センター機能強化事業で、これはめるくまーとさいわい福祉センターが行っています。ここについては、主に部会でご議論いただければと思います。

  最後の移動支援事業です。実施箇所ということでは5、5で、実施利用者数は想定したものの倍ぐらい増えています。一方で、先ほどの手話講習会修了者数が少し少ないという数値も出ていますが、これらについても部会で時間をとって、ご議論していただければなと思います。

  以上、まとめてしまったものも多いですが、何かご意見等、いかがでしょうか。

【委員】  手話講習会の数が減っているというお話ですけれども、ここには載っていませんけれども、平成26年度から新しく手話講習会が1つ開講されましたので、多分数は今度は増えるはずです。

【委員長】  これからそういうような機会が増えていくということですね。

  では、議論が不足したところについては、各部会でご検討いただきたく思います。

  それでは、最後の議題です。虐待防止研修の共催の承認について、精神担当主査、よろしくをお願いします。

【精神担当主査】  去年自立支援協議会と共催で、障害者の方の虐待防止の研修を12月に実施させていただいたんですけれども、今年度もまた研修を企画しております。皆さんの承認が得られれば、また自立支援協議会共催という形で今年もやらせていただきたいと思いますので、その研修の概要をこれから説明させていただきます。

  今年度のテーマとしましては、障害者への合理的配慮に関する研修ということで、また市内の施設職員の皆様向けの研修として、障害者の方への合理的配慮への共通認識を深めることを目的としております。対象者は施設職員を対象とするとしておりますが、もちろん施設以外の、ほかの機関の皆様も参加いただく形でお願いいたします。

  開催日、既に講師の先生と調整して決まっています、今年の11月13日の木曜日でございます。時間と場所は去年と同じく、時間が夕方、夜、5時半から夜の7時半まで。場所は市役所1階のプラザホールでございます。講師の

先生は昨年と同じく稲城市の正夢の会の山本あおひ先生にご了承いただきまして、お願いすることができました。

内容に関しましては、山本先生の講演を前半部をお願いいたしまして、後半でグループ討議と発表を行う予定であります。山本先生の講演部分はおおむね1時間ぐらいで、まずそういった合理的配慮に関する研修を行うことになったきっかけである障害者差別解消法ができ上がりましたので、その概要を先生に説明していただき、その中で示されている合理的配慮とは何か。法律で禁止されている不当な差別的取り扱いや、合理的配慮をしないこととは具体的にどのようなことか、ご講演をいただく予定でございます。

その後、グループ討議に移りまして、30分ぐらいお時間をとっております。当日参加してくださった皆様を小グループ、参加人数によるんですけども、一応今のところの予定としては5人から7人ぐらいとしてグループ討議を行っていただきます。グループ討議の内容としては、日ごろは各事業所で行っている合理的配慮をどのようなことに気をつけているかというのがあれば話していただき、あとは事業所以外の、市内の、例えば駅ですとかバス停とか、スーパーマーケット等で障害者の方にどのような合理的配慮を必要かを話し合ってください。お話し合いをしていただいて、各グループはその後で発表の時間を設けておりますので、話し合った内容を発表していただき、皆さんに共有していただければと考えております。最後30分で、グループ発表をしていただき、あとは参加者の方からの意見、研修全体の感想ですとか、あと山本先生からの講評をいただいて、締めくくりとさせていただければと思っております。

今回グループ討議を盛り込んだ理由といたしましては、昨年研修を実施しましたが、その際には障害者虐待防止法で山本先生の講演をメインに行わせていただいたんですけども、アンケートの意見で、当日の研修参加者が話し合う時間があってもよかったですとか、グループワークとか、そういったワークショップ的な形式も今後いいんじゃないでしょうかという意見を結構いただきまして、それでちょっと今回先生の講演に加えて、そういったグループ討議のお時間も設けて、研修に参加の皆さんが交流したり、日ごろ思っていることなどを話していただくという場を設けることにいたしました。

このような予定で、研修実施の予定なのですが、自立支援協議会と共催で今回も実施してよろしいか、承認を得られればと思うのですが、皆様いかがでしょうか。

**【委員長】** これは、虐待防止研修というよりも合理的配慮の研修ということだと思いますけれども、本協議会も共催ということで、特に異議ございませんでしょうか。

では、共催とします。差別解消法が成立して、平成28年度から合理的配慮は国や自治体で義務化されます。このことをしっかりと今から確認しておくことは大切かと思えます。

委員の皆様もお時間ある方はご参加ください。また周囲に関心のある方いらっしゃいましたら、ご案内いただければ幸いに存じます。

次に、その他となりますけれども、1つ、平山委員から報告があります。

**【委員】** すいません、時間をさらに延ばしてごめんなさい、時間はほんの少しかつ構いませんけれども。

私はこの中で住みよいまちづくりのメンバーに入っていますけれども、私は聞こえない者が、長い間18年間も聞こえない人の理解をしてもらうために、18年間どうしたら聴覚障害者の理解してもらえるかというテーマで、長い間活動してきました。18年前と比べると、手話に対する考え方やまた聴覚障害者に対する考え方が少しずつよくなってきています。

それで、今度の9月14日に18回目の「市民手話まつり」を開催する予定です。ここに住みよいまちづくりのメンバーの人はぜひ参加して、私たちの活動を見ていただきたいと思うんです。どういう私たちが住みよいい町をつかっていきたいかという気持ちを、ぜひ皆さんご参加して、聴覚障害者の理解のための一助にしてもらえればありがたいと思っています。

すいません。このチラシをぜひ持ってお帰りください。

**【委員長】** では1枚ずつお配りいただければと思います。

それでは、議題の最後です。今後の予定です。第3回は10月14日、第4回は11月11日、第5回12月22日で、午後を予定しています。委員の皆様、お時間許す限りぜひご出席いただければと思います。次回はアンケートの結果の議論になると思います。

※討議の最後に、高校卒業後に就労移行支援の暫定支給⇒アセスメントを経ずに就労継続支援Bの事業所への通所を開始する場合、自立支援協議会の専門部会である相談支援部会に学校から26年度末卒業生についての資料を示し、協議を行ってはどうか(この議事概要P3)、という提案が相談支援部会でなされたという報告に関する質疑がありました。

1) 27年3月の卒業生に限りその協議を踏まえないと市は就労継続支援Bの決定を行わないということか。

2) 26年3月の卒業生については行わず、27年から行うのはなぜか。

3) 協議を行う場として「相談支援部会」が適切なのか。個人情報扱うことになるので、慎重に検討すべき。

4) 卒業後に就労継続支援Bを利用することが予定されている方は27年3月では何名くらいか。

以上の質疑を受け、27年3月の卒業生のうち就労継続支援B型事業の利用を希望する方の支給決定のプロセスに関しては、改めて関係機関と協議して、自立支援協議会はじめ、当事者の皆さんと各事業所にお示しすることとしました。

(参考) 国は、就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置を平成27年3月末まで延長していますが、その際、就労継続支援B型事業の利用の適否の判断に当たっては、これまでの取扱いと異なり、協議会等からの意見を徴することなどにより判断する取扱いとしており、市町村において留意するように通知しています。

— 了 —